

新型コロナウイルス感染症対策ニュース vol.11

今回の内容は「中小企業向け支援策」追加情報です。新設施策、未決定だったものが決定するなど、3月26～27日にかけて大きな動きがありました。

今回の追加情報は5点です。

- ①「新型コロナウイルス感染症特別貸付と利子補給（3/17 新設）」
- ②「特別貸付利子補給導入（3/27 検討中）」
- ③「雇用調整助成金の助成額5分の4に増額（3/27 決定）」
- ④「小学生休業対応助成金の詳細決定（3/26 決定）」
- ⑤「小学生休業対応助成金の決定に伴うテレワークコース助成新設（3/26 決定）」

ポイントは

- ①「特別貸付の利子補給が決定（その申請方法の告知はこれから）」
- ②および③

「雇用調整助成金は助成額が増額となり、教育訓練にも適用されること(教育訓練はコロナウイルス関連により生じたものが決定のポイントになる模様)」

「雇用調整助成金の申請時に提出する計画は自己提出も可能となったこと(生産指標の確認期間が3か月→1か月に短縮しており、4月申請は3月、5月申請は4月の売上を見るため、4月で申請を先にしておくのがおすすめ)」

- ④および⑤

「学校休校に伴う助成には、申請窓口は労働局でないこと(相談は受け付ける)、今回独自の窓口ができたこと」

「在宅・テレワークという働き方が、今回の雇用助成金の焦点のひとつとなっていること」と言えそうです。

また、新設や追加情報ではありませんが、社会保険の猶予や納付延長に関する情報の問い合わせもありましたので、併せてご案内します。

※支援策を2シートで一覧にしたものを添付しますので、ご覧ください。お知らせメール自体に添付ファイルはありませんので、下記 URL から e.doyu にログインして閲覧をお願いします。

本件に関するお問い合わせは同友会事務局まで。

TEL 022-355-2771 FAX 022-257-3220

最新情報は随時 e.doyu で発信してまいります。

→スマホからどうぞ。 <https://miyagi.e-doyu.jp/edoyumobi/>

